

第5章 秋田県における戸別所得補償制度への対応と

担い手の存在形態

秋田県立大学 椿 真一

1. はじめに

自民党政権下の農政では、効率的かつ安定的家族農業経営に農地利用の6割、集落営農経営に1~2割を集積させることを目標に、平成14年の米政策改革以降、「担い手」に的を絞った政策（担い手経営安定対策や水田・畑作経営所得安定対策）を導入することを通じて構造改革を強力に進めようとしてきた。「担い手」に的を絞った政策の対象は、認定農業者の場合で経営面積4ha以上（都府県）、一定の要件（法人化、地域内農地2/3集積等）を満たす集落営農の場合で20ha以上とされた。政策対象の主流はあくまで家族農業経営であるが、4ha以上農家が少ないという現実にあって、集落営農組織の設立が進んできた。全国の集落営農組織数は平成12年の9,961から、20年には1万3,062へと31.1%も増加したが、とりわけ集落営農組織が増えたのが東北である。また東北の中でもっとも集落営農組織が多いのが秋田県である。

秋田県では経営安定対策の対象となるために集落営農の設立が相次いだ。しかしながら、そうした組織は、とにもかくにも経営安定対策の対象となることが優先されたため、組織化したといっても、いわゆる「枝番管理」¹⁾による個別対応という、従来の生産形態と実質はかわらない方式をとったものが少なくない。今後、個々の経営の単なる積み上げを解消し、組織としての農作業の共同化・効率化等を如何にして実践する組織に変革することができるかが秋田県の集落営農組織のもつ課題であった。

ところが、平成21年の参院選後の政権交代によって、自民党農政から民主党農政への転換が始まった。水田土地利用型農業の担い手政策は、自民党政権のもとで、米政策改革以降に加速化した、対象を担い手に限定した構造改革路線から、民主党政権のもとで、小規模・兼業農家までを含めた「意欲あるすべての農業者」の育成・確保を目指した政策に大きく舵がきられた。この「意欲あるすべての農業者」が農業を継続できる環境を整えることを目的として、戸別所得補償制度が実施されるに至った。同制度は平成22年からモデル的に取り組まれ、23年に本格実施を迎えている。

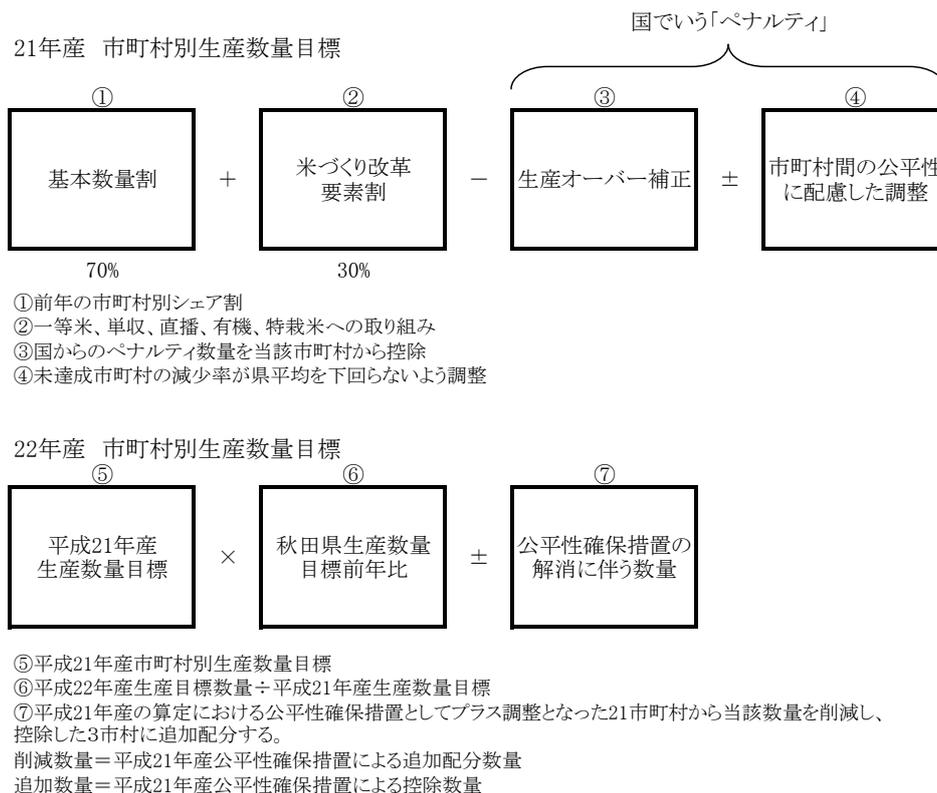
以上のような背景のもと、本報告では、政策転換が秋田県の農業、とりわけ生産調整にどのような影響を及ぼしたのかを確認するとともに、地域農業の担い手のひとつとして展開している集落営農組織の実態を明らかにし、経営展開の課題を考察する。

2. 秋田県における戸別所得補償制度の対応

(1) 主食用米の生産数量目標配分でのペナルティの廃止

秋田県では、21年産までは市町村ごとの生産数量目標を決める際に、70%は「基本数量割」(①)として前年の市町村別シェアで配分し、30%は「米づくり改革要素」(②)として、一等米比率、単収、直播、有機米、特裁米などの取り組みに応じて配分してきた(第1図)。さらに、過剰米作付地域に対しては、国からのペナルティによる生産数量目標の削減分を、過剰作付けの程度に応じて調整し、ペナルティとして当該市町村から配分数量を減じる措置をとってきた(③および④)。これにより、主食用米の過剰作付地域では生産調整面積が大きくなっていった。

しかし、戸別所得補償モデル対策が始まった22年産にはペナルティ措置の廃止が国によって要求された。そこで秋田県では22年産の市町村別の主食用米生産数量目標の算定について、21年産の市町村別生産数量目標(⑤)に、県の前年度と今年度の目標数量の比率(⑥)を乗じ、21年産の算定における公平性確保措置でプラス配分となった21市町村から当該数量を削減し(⑦)、ペナルティにより主食用米作付数量を削減された3市村に追加配分(⑦)するようにした。つまり、主食用米の過剰作付地域では生産調整面積が緩和される一方で、残りの地域ではこれまで以上に生産調整が強化されることとなった。(第1図)。



第1図 秋田県の主食用米の生産数量目標配分決定方法

資料：秋田県庁への聞き取り調査により作成

秋田県の生産調整率(配分)は、20年度では35%、21年度は36%、22年では36.7%と高まった。21年と22年の変化を市町村で見ると、これまで主食用米の生産数量目標を

オーバーしていなかった 22 の市町村では生産調整率は 21 年度が 34.6%だったものが 22 年度には 36.1%と県の伸びよりも大きくなった（第 1 表）。

第 1 表 秋田県の実産調整率（配分）

単位：%

| | | 21年 | 22年 |
|------------|----------|------|------|
| 秋田県 | | 36 | 36.7 |
| 22市町村 | | 34.6 | 36.1 |
| 主食用米過剰作付地域 | 大潟村 | 51.4 | 42.4 |
| | 転作実施者 | 31.2 | 36.7 |
| | 22年新規参加者 | 69 | 47.6 |
| | 不参加者 | 69 | 47.6 |
| | 能代市 | 38.3 | 37.9 |
| | 潟上市 | 37.1 | 37.7 |

資料：秋田県庁への聞き取りにより作成

その一方で、これまで生産調整配分面積が大きかった地域では配分面積が減っている。とくに大潟村では 21 年が 51.4%だった生産調整率が 22 年には 42.4%にまで減り、22 年から新たに生産調整に取り組む農家に対しても配分率は 47.6%と大きく引き下げられることとなった。

（2）主食用米の過剰作付けが減少

秋田県の平成 21 年産の主食用米の生産数量目標は、面積換算すると 8 万 1,615ha であった。実際に作付けられた面積は 8 万 4,799ha であり、3,184ha の過剰作付けであった。主食用米配分数量のペナルティにより、生産調整が多く配分された大潟村では、主食用米の過剰作付面積が 3,230ha あり、秋田県の過剰作付は大潟村の影響が大きかった。大潟村を除けば、21 年産の主食用米の生産数量目標（面積換算）は 7 万 7,320ha で、実際に作付けられた面積は 7 万 7,274ha と、目標面積を 46ha だけ下回っていた。

平成 22 年産では生産数量目標（面積換算）が 8 万 703ha に対し、作付面積は 8 万 1,517ha（このうち 92.2%の 7 万 5,147ha は米モデル事業に加入）と、過剰作付けではあるが、その面積は 814ha にまで大きく減った。これは大潟村での過剰作付けが前年の 3,230ha から 647ha にまで大きく減ったことが大きい。大潟村ではペナルティの廃止により 22 年産の主食用米の生産数量目標が前年の 4,295ha から 5,100ha へと増えたこともあるが、生産調整に取り組む農家が増えたことが大きく影響した。21 年は 523 戸の農家のうち生産調整に取り組んだ農家は 259 戸であったが、22 年では 442 戸へと急増し、農家全体の 85%になった（21 年は 49.5%）。生産調整実施（予定）面積も 21 年の 2.7 倍に増え、目標面積の 81%に達する見通しである（21 年は 29.9%）。大潟村で主食用米の過剰作付けが大きく減ったことは、生産調整の達成を加入条件とする米モデル事業の影響が大きかったといえよう²⁾。

しかし一方で、大潟村を除く市町村の主食用米生産数量目標（面積換算）は7万5,603haであったが、作付面積は7万5,770haであって、167haの過剰作付けとなったことも看過できない。

（3）主食用米の過剰作付地域は拡大

秋田県全体としてみれば、モデル対策のもとで主食用米の過剰作付は大きく減少した。しかし一方で、これまで過剰作付地域ではなかったところで、過剰作付けになる地域がでてきている（第2表）。

第2表 秋田県の地域別の主食用米過剰作付面積の変化

単位;a

| | 水田協議会 | H21主食用米 過剰作付面積① | H22主食用米 過剰作付面積② | 主食用米増加面積 ②-① |
|----|-------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 県北 | A | ▲ 2,568 | ▲ 3,404 | ▲ 836 |
| | B | ▲ 51 | 641 | 692 |
| | C | ▲ 1,626 | ▲ 4,063 | ▲ 2,438 |
| | D | ▲ 4,278 | ▲ 252 | 4,026 |
| | E | 17,212 | 15,879 | ▲ 1,333 |
| | F | ▲ 507 | ▲ 1,050 | ▲ 543 |
| | G | ▲ 123 | 284 | 406 |
| | H | ▲ 465 | ▲ 335 | 130 |
| 県央 | I | ▲ 288 | ▲ 12 | 275 |
| | J | 1,965 | 3,723 | 1,758 |
| | K | ▲ 291 | 804 | 1,095 |
| | L | 825 | 924 | 99 |
| | M | ▲ 313 | 1,086 | 1,399 |
| | N | ▲ 1,808 | ▲ 2,599 | ▲ 791 |
| | O | ▲ 17 | 521 | 537 |
| | P | ▲ 101 | 495 | 596 |
| | Q | 323,012 | 64,729 | ▲ 258,283 |
| | R | ▲ 1,302 | ▲ 2,374 | ▲ 1,072 |
| | S | ▲ 838 | ▲ 1,386 | ▲ 547 |
| 県南 | T | ▲ 531 | ▲ 1,801 | ▲ 1,270 |
| | U | ▲ 545 | 682 | 1,227 |
| | V | ▲ 813 | 1,668 | 2,481 |
| | W | ▲ 5,209 | 6,183 | 11,391 |
| | X | 0 | 3,266 | 3,266 |
| | Y | ▲ 1,967 | ▲ 1,689 | 278 |
| | Z | ▲ 1,022 | ▲ 499 | 522 |

資料：JA秋田中央会作成資料による

また、これまで転作を超過達成してきた地域で、過剰作付けとまではいたってないが、転作面積を減らして主食用米を作付ける動きがでてきている。秋田県には26の地域水田協議会があるが、21年度で主食用米を過剰作付けしていた地域は4市村4水田協だけであった。ところが22年度では12市町村14水田協にまで増えた。また、21年度よりも主食用米の作付面積を増やした地域は17水田協にのぼり、このうち12水田協までが過剰作付けになった。

(4) 生産調整の態様の変化

秋田県では生産調整が強化されていくにしたいが、作物作付けが行われない形態での生産調整（いわゆる自己保全管理水田や調整水田など）が拡大してきた。とくに平成10年以降、その傾向は強くなっており、21年では生産調整実施面積の4割が不作付けによる対応であった。

こうした状況のもと、22年度から水田利活用自給力向上事業が実施された。その助成水準は全国一律の単価設定であったが、秋田県には激変緩和措置が講じられることとなった。それに加えて県、市町村、JAグループがそれぞれ上乗せ措置を追加したことで、最終的には前年なみの助成水準が維持された。しかしながら、22年度は秋田県の実績に大きな変化が起きた。ひとつは大豆の作付面積の減少であり、もうひとつは加工用米の増加である。

大豆の作付面積は21年度（実績）が9,672haであったのに対して22年度（7月末時点の水田利活用自給力向上事業に加入した面積）は8,253haへと14.7%、面積にして約1,400haも減少した（第3表）。経営安定対策に加入申請した大豆の面積でも15.2%も減少している。全国は6.3%減だったことをふまえると、秋田県では大豆の作付面積が大きく減ったことがわかる³⁾。

他方で、自給力向上事業では加工用米に10a当たり2万円の助成がなされるようになった。それをうけて加工用米は21年度の3,437haから22年度には8,023haへと133.4%（約4,600ha）も増加した。全国でも加工用米の作付面積は前年度比約50%の伸びだったが、秋田で大きく伸び、加工用米の作付面積は全国でもっとも多い地域となった。

秋田県の加工用米は21年から22年にかけて4,586haも拡大したが、増加面積の4割強は大潟村での作付拡大が影響している。大潟村で加工用米の作付けが伸びたのは生産調整実施農家が増えたからである。大潟村では21年から22年にかけて生産調整実施面積は1,687ha拡大した。この間、大豆の作付面積は603haから348haに減る一方で、加工用米の作付面積は1,948ha拡大した。大潟村の生産調整実施面積の拡大は加工用米を中心に行われた。大潟村では加工用米は全農あきたを通さずに地域流通で東京の業者に販売しており、加工用米の60kg当たりの価格はもち米が1万円、うるち（めんこいな）が9,000円である。また加工用米の単収は12俵と高い。なお、加工用米の作付面積のうち5割以上はもち米となっている。

第3表 秋田県の実績と生産調整への取り組み

単位: ha

| | 年 | 主食用米生産目標数量 (面積換算) | 主食用米作付面積 | 転作面積(作物作付けによる生産調整実施面積) | | | | | | |
|-----|-------|----------------------|----------|------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | 大豆 | 麦 | 飼料作物 | ソバ | 加工用米 | 新規需要米 | |
| 実数 | 20年 | 82,860 | 85,852 | 25,025 | 10,060 | 369 | 2,457 | 1,945 | 2,124 | 658 |
| | 21年 | 81,530 | 84,822 | 26,951 | 9,672 | 587 | 2,818 | 2,033 | 3,437 | 1,255 |
| | 22年 | 80,610 | 81,517 | 27,708 | 8,253 | 495 | 2,350 | 1,801 | 8,023 | 2,176 |
| 増減率 | 20-21 | ▲1.6 | ▲1.2 | 7.7 | ▲3.9 | 59.1 | 14.7 | 4.5 | 61.8 | 90.7 |
| | 21-22 | ▲1.1 | ▲3.9 | 2.8 | ▲14.7 | ▲15.7 | ▲16.6 | ▲11.4 | 133.4 | 73.4 |

資料: JA秋田中央会作成資料による

注1) 新規需要米にはWCS用米、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米が含まれる

2) 22年は水田利活用自給力向上事業の加入面積

3) 20年は実績、21年は7月末時点

作物作付けによって生産調整が行われた転作面積は21年の2万6,951haから22年には2万7,708haへ757ha増えているが、この間に主食用米の生産目標数量（面積換算）は920ha減っており、生産調整の拡大分さえ、転作でカバーできていない。つまり、大豆の減少分を加工用米や新規需要米で代替、あるいは生産調整が強化された部分を補完したにすぎず、これまで4割を占めていた不作付けによる生産調整の解消とまではいたっていない。すなわち、加工用米や新規需要米の増加は生産調整の拡大分と大豆の減少分を補っている程度であって、不作付けの解消にとって、戸別所得補償制度はそれほど大きな影響を与えていない。

以下では、戸別所得補償制度の下での担い手の実態を明らかにし、経営展開の課題を考察する。

3. 担い手の存在形態

(1) N集落の特徴

N集落は大館市比内町に位置する。大館市は2005年に大館市、田代町、比内町が合併して誕生した。経営耕地面積は7,840ha、水田面積6,864haで、主な転作作物は大豆161ha、飼料用米97.6ha、牧草68.8ha、ソバ59.7ha、エダマメ51.2haである。認定農業者は351（個人344、法人7）で、集落営農組織は16組織が活動している（平均面積36.6ha）。水稻作付面積に対する担い手カバー率は認定農業者31%、集落営農組織11%である。小作料水準は10a当たり1万円～1.5万円となっている。

N集落は大館市中心部から南に15kmほどのところにある。農業センサスでは平坦地となっているが、圃場は緩やかな傾斜となっている。水田面積は101haで、農家戸数47戸（総世帯数140戸）である。N集落には



出所 <http://www.mapfan.com/kankou/05/jmap.html>

集落営農組織（N営農組合）が1つと、稲の収穫受託組織が1つある。営農組合に加入している農家は34戸で、営農組合に加入していない13戸のうち5戸は二次構でミニライスセンターを設置し、稲の収穫受託組織を立ち上げている。残りの8名は高齢農家や全作業委託農家である。営農組合に加入していない農家はどれも4haを超える農家はいない。

基盤整備は昭和45年に構造改善事業で実施された以降実施されておらず、30a区画が95%、10a区画が5%となっている。排水不良田が少なくなき、大豆はほとんど作付けられていない。転作は自己保全管理が多く、ブロックローテーションの取り組みもなく、バラ転である。水稻の単収は10a当たり520kgで、実勢小作料は1万円とのことである。

(2) N営農組合の設立の経緯

N営農組合は平成18年12月に設立された。品目横断的経営安定対策が登場した時に、4haという規模要件をクリアできない農家が多かったため、政策対応を目的に集落営農組織を設立しようという話になり、JAの指導のもと話し合いを重ね、任意組合の枝番管理組織を設立した。設立当初の参加農家は37戸であったが、農家の高齢化によって後継者がいない農家が離農したため、現在の構成農家は34戸である。設立してすぐの平成19年に夢プラン事業で4条刈コンバインを1台導入している。

(3) N営農組合の事業内容

平成23年の営農組合の集積面積（構成員の面積）は57haである。営農組合の対象作物および面積は水稻32.5ha、飼料用米3.9ha、とんぶり1.9haである。平成20年から転作対応として、とんぶりと飼料用米の栽培に取り組んでいる。とんぶりと飼料用米については、N営農組合が構成員から自己保全管理水田を相対で借りて対応している。取り組み当初はとんぶりが2.1ha、飼料用米が1.8haであって、とんぶりはそれほど変わっていないが、飼料用米は徐々に増えつつある。

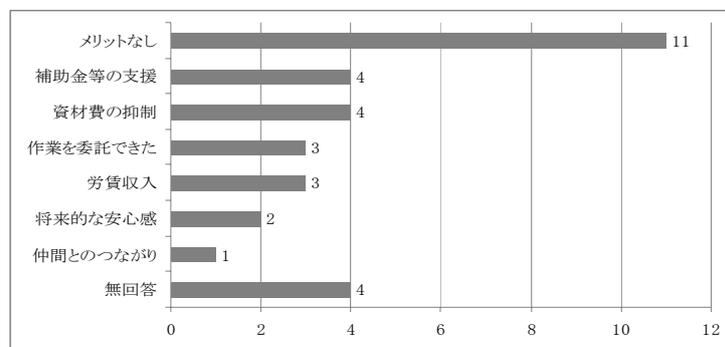
所有機械は4条刈コンバインのみ（設立の際に購入）である。この機械をつかってオペレーターが作業する。オペレーターは4名で、オペレーター賃金は機械作業が日当1万円、補助作業が8,000円である。オペレーター作業は稲の収穫作業と飼料用米に関する作業のみで、他の稲作基幹作業は構成員間の相対（営農組合を通しておらず、作業受委託の調整は組合が関与していない）である。なお、とんぶり作業は共同作業となっている。

平成22年度の収入は2,615万円である。内訳は米販売代金2,044万円、とんぶり販売代金37万円、飼料用米販売代金21万円、稲収穫受託155万円、助成金358万円である。一方の支出は2,421万円である。支出のうち、1,138万円は米販売代金として構成員に戻されたものである。また71万円が人件費として、オペレーター作業やとんぶりの出役労賃として支払われている。経常利益は194万円であった。

(4) N営農組合の構成員の特徴

①集落営農を組織したメリットがあまり発揮されていない（第2図）

構成員の半分は営農組合参加による恩恵も不利も感じていない。補助金の支援や資材費を抑えられた点を評価している構成員もいるが、一部の構成員にとどまっている。



第2図 N営農組合を設立した事によるメリット

資料：N営農組合構成員調査により作成

②他産業をリタイヤした農業者によって地域農業が支えられている（第4表）

男子農業専従者がいるのは16戸であるが、そのほとんどはかつて他産業に従事しており、定年をむかえて農業専従になったものである。16戸のうち、65歳以上は14戸で、70歳以上も10戸あり、高齢化が進んでいる。また、高齢な人の方が、農業従事日数が多い。つまり、他産業をリタイヤした高齢の農業従事者によって支えられた農業といえる。

③農業後継者は少ない（第4表）

男子同居跡継ぎがいるのは13戸で、うち農業に従事しているのは9戸である。男子同居跡継ぎの農業従事日数は1戸を除き年間30日未満と少ない。「農業後継者がいる」と回答したのは8戸であるが、この8戸のうち3戸は同居もしておらず、後継者が定年後の話である。また、1戸は同居しているが、農作業には一切関わっていない。つまり、農業後継者を確保できる見通しが立っているのは実質4戸といえる。

④収穫作業を中心に作業受委託が進展（第5表）

農作業は個別作業を基本としているが、機械所有がない作業を委託している農家も少なくない。主要機械では、トラクターを所有している農家は多いが、田植機、コンバインの所有は多くない。所有していない機械の作業は構成員間での受委託が中心となっている（個別に対応しており、経理上も組織を通していない）。今後、個別に機械を更新する意向をもった農家は少ない。

⑤作業委託は今後いっそう進展（第5表）

機械を個別に更新しようと考えている農家はトラクターで4戸、田植機で3戸、コンバインで2戸である。多くの農家は個別に機械の更新を考えておらず、機械の更新時期がくれば、作業委託が進展すると予想される。ただし、機械の更新時期がきても、すぐに農地の貸付に移行するわけではないようである。というのも、機械を所有していなくても、管理作業ができる間は離農しないと回答した農家が多いからである。ただし、現在、作業の受け手となっている農家は高齢化しており、現在の担い手層が今後も作業の受け手となることは厳しいと考えられる。

⑥血縁関係での借地が多い（第6表）

借地をしているのは15戸である。借地面積は1ha未満が7戸、1～2haが3戸、2～3haが4戸、7ha以上が1戸となっているが、ほとんどが親戚や本家・分家からの借地である。例えば、借地面積が最大である農家は、地権者6人からの借地であるが、5人までが親戚である。また、農地の利用調整は行われていない。

⑦規模拡大を志向する農家は少数（第6表）

今後の経営規模を拡大したいと考える農家は3戸である。あと2haほどしか拡大の意志がない農家が1戸いる一方で、定年後という条件ながら、10ha以上に拡大したいと考えている農家もいる。他方で、高齢化で規模を縮小したいとする農家も3戸あった。残りの

農家は現状維持だが、後継者がいない農家を中心に農地が出てくると考えられる。

⑧複合部門の展開の余地がある（第6表）

作付けは主食用米＋野菜が中心であるが、飼料用米の作付けも一定程度みられる。この飼料用米については、個別に乾燥・調整を行っている農家にとって、乾燥機の清掃に手間がかかるという。飼料用米の乾燥・調整施設が大館市にないため、隣の自治体にあるカントリーを利用しており、輸送コストがかかるという。飼料用米の収量が増えると輸送回数が増え、割に合わない。つまり、収量増がかえって負担になることもあり、収量を増やす取り組みを阻害する面もあるようだ。

生産調整では不作付けによる対応が中心となっている。生産調整対応での不作付けは12haである。調整水田は1haで、自己保全管理水田が11haとなっている。こうした対応を改善していくことが求められているものの、水稲作の劣等地で何年も自己保全管理で対応してきたため、地盤が固くなったり、木が生えていたりで、再び耕作できるようにするには費用もかかり、容易ではないという。自己保全管理を行うにも費用はかかるが、自己保全管理には補助金がでないため、耕作放棄状態になる傾向にあるという。なお、新たに飼料用米の取り組みを始めたところは、自己保全管理した期間が短い水田だという。長期間自己保全管理で対応してきた水田の再耕作はそう簡単ではない。

⑨課題

機械の更新をしない農家が多いため、作業委託希望が増えてくると考えられる。また、後継者がいない農家が離農することで、農地貸付希望も増えてくる。ところが、農作業や農地の受け手となる農家は高齢化しているし、規模拡大志向農家も少数である。農作業や農地の受け皿としての機能が営農組合に求められる。また、現状の枝番管理方式のままの活動では、参加メリットが弱いため、組織化メリットの発揮や、生産調整の強化に対応できるだけの転作作物の確立にむけた再編が課題である。具体的には、(イ) 農地や作業の受け手となる担い手の育成・オペ確保、(ロ) 希望する農家に農地や作業を集積させるための調整、(ハ) 土地利用の効率化による組織化メリットの発揮、(ニ) 転作の確立などが課題である。

第4表 N 営農組合構成員の労働力保有状況と農外就業状況

| 農家 番号 | 同居 家族数 | 家族労働力 | | | | 他産業従事 | | | | 認定農業者 | オペレーター | 役職 | 農業後継者 |
|----------|-----------|--------|--------|-----------|-------------------------|--------|---------------|--------------|-----------|----------|--------|------|-----------------------|
| | | 世帯主 | その妻 | 後継者 | その妻 | 父 | 母 | 経営主 | 後継者 | | | | |
| A | 5 | 60A250 | 56A250 | 39D | 孫10 | | ずつと農業 | 墓石販売店 | ずつと農業 | 市役所 | | 副組合長 | ○ |
| B | 4 | 61C100 | 56A30 | 29C20 | | 78E | 生コン工場オペレーター | 機械メーカー | | | | 監事 | ○ |
| C | 6 | 72A200 | 67A10 | 40D | 長男の長男15E | | 元・JA | 縫製業企業 | 元・縫製業 | パート | ○ | 組合長 | × |
| D | 2 | 75A200 | 70A200 | | | | 元・石材切り出し企業に勤務 | | 元・縫製業 | | ○ | 役員 | × |
| E | 10 | 65A300 | 64A300 | 37C100 | 長女38C60 | 92E | 元・出稼ぎ | 自動車整備士 | 元・縫製業 | 長女は美容師 | ○ | × | ○ |
| F | 2 | 72A200 | 68A200 | | | | 元・住宅建材販売会社勤務 | | 元・保険会社 | | × | 理事 | 未定 |
| G | 5 | 57C180 | 48C60 | 23C30 | 88E | 80E | ガソリンスタンド従業員 | トラン販売会社勤務 | 製造業 | | × | 理事 | 未定 |
| H | 3 | 60A300 | 56A300 | | | 82A150 | 元・大工 | | 元・パート | | × | × | ○ |
| I | 6 | 71A200 | 70A150 | 46D | 次男17、長女14 | | 元・東北電力と町議 | 大和市役所 | 元・スーパーに勤務 | 保険会社 | × | 理事 | × |
| J | 3 | 58C200 | 56D | | 次女28D | | 大工自営 | 次女看護婦 | 看護婦 | | × | × | × |
| K | 6 | 72A150 | 69A50 | 42C10 | | | 元・営林署 | 石材店 | 元・縫製業 | | × | 理事 | 未定 |
| L | 1 | 68A120 | | | | | 元・石材切り出し企業に勤務 | | | | × | × | × |
| M | 3 | 76A120 | 68A120 | 娘46D | | | 元・石の採掘会社勤務 | 娘は看護士 | | | × | × | × |
| N | 6 | 62C200 | 63A100 | 27C10 | 孫6歳と5歳 | 25D | 土建業の臨時雇 | ガソリンスタンド | | スーパーのパート | × | 理事 | ○ |
| O | 2 | 79A200 | 79A200 | | | | 元・建設業 | | 元・パート | | × | × | ○(他出先から戻る) |
| P | 6 | 69B130 | | 41D | 弟65A130 | 孫10、8 | 冬期のみ建設労働者 | 水道工事会社 | | 工務店事務 | × | × | × |
| Q | 2 | 66B270 | | | | 86E | 建設業自営 | | | | × | 監事 | × |
| R | 4 | 60C60 | 63D | 次女34D | | 86E | JR職員 | 次女スーパーの事務 | 洋服販売店員 | | × | × | × |
| S | 5 | 68C60 | 64C50 | 43E(病気療養) | 孫11 | 41D | 温泉施設管理 | | 温泉施設管理 | 食品加工パート | × | 理事 | × |
| T | 2 | 79A200 | 76A200 | | | | 元・営林署 | | 元・石切場 | | × | × | ○東京にいる息子が定年になると戻ってくる。 |
| U | 3 | 75A100 | 69A100 | | | 94E | 元・自由業(民謡尺八流し) | | 元・生協 | | × | × | × |
| V | 3 | 69E | 66A60 | 41C7 | | | 元・土木作業員 | バスの運転手 | 元・アルバイト | | × | × | × |
| W | 8 | 77A150 | 75A150 | 54D | 孫女28D、孫の夫29D、孫女24D、ひ孫2E | 52C14 | | 工務店勤務 | | 時計販売店勤務 | × | × | ○娘の夫がいろいろやるといっている |
| X | 2 | 47C7 | | | | 68A200 | 金属加工メーカー | | | | × | × | × |
| Y | 2 | 69A90 | 65A10 | | | | 元・JR職員 | | 元・縫製業 | | × | 役員 | × |
| Z | 2 | 86A30 | 85A30 | | | | 元・鉱山労働者 | | 元・会社勤務 | | × | × | × |
| Aa | 2 | 48C5 | | | | 75A30 | リサイクル関係 | | | | × | × | × |
| Bb | 1 | 67D | | | | | 自動車整備工場自営 | | | | × | × | × |
| Cc | 5 | 74E | 72E | 62D | 孫4 | 35E | 元・営林署 | スポーツボイラー修理自営 | 元・建設業労働者 | | × | 会計 | × |
| Dd | 1 | | 81E | | | | | | | | × | × | × |
| Ee | 5 | 52D | 57D | 娘18 | 長女16 | 78E | 建設業 | | 弱電パート | | × | × | × |

注) 1) 家族労働力の項目では、年齢、従事状況、従事日数の順になっている。従事状況の記号は、A: 農業のみ、B: 農主他従、C: 他主農従、D: 他産業のみ、E: 無就業、家事育児である。

資料: 農家調査により作成

第5表 N営農組合構成員の機械所有、作業委託、今後の意向

| 農家番号 | 現在の機械整備状況 | | | | | | 稲作基幹作業の委託状況 | | | | | | 今後の経営展開 | | | | | | |
|------|------------|-----------|-------|-----|-----|---|-------------|-----|------|-----|----|----|---------|----|-------|-----|----|-------|---|
| | トラクター | 田植機 | コンバイン | 乾燥機 | 初播機 | | 除草剤散布 | 田植え | 肥料散布 | 代かき | 耕起 | 防草 | | 防除 | あざ草切り | 水管理 | 収穫 | 乾燥・調整 | どの作業ができてなくなつたら農地を買い付けるか |
| A | ○16ps、37ps | ○8条 | ○4条 | ○2台 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 拡大、高齢化と後継者不足で農地があつた。集落内で大規模にやっているのは人はいない。 |
| B | ○2台 | ○6条 | ○4条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 労働力に余裕がある。年々になつたら農地を貸す可能性があり、10haを越えてもやれると思ふ。 |
| C | ○26ps | ○6条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| D | ○30ps | ○6条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| E | ○27ps | ○5条 | ○4条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| F | ○37ps、43ps | ●6条(親戚2名) | ○3条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| G | ○28ps | ○6条 | ○3条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| H | ○28ps | ○6条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| I | ○24ps | ○6条 | ○3条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| J | ○25ps | ○5条 | ○3条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| K | ○26ps | ○5条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| L | ○25ps | ○5条 | ○4条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| M | ○25ps | ○6条 | ○4条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| N | ○28ps | ○6条 | ○3条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| O | ○16ps | ○6条 | ○3条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| P | ○27ps | ○5条 | ○3条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| Q | ○32ps | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| R | ○ | ○3条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| S | ○ | ○2条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| T | ○20ps | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| U | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| V | ○ | ○8条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| W | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| X | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| Y | ○23ps | ○5条 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| Z | ○16ps | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| Aa | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| Bb | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| Cc | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| Dd | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |
| Ee | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雇外・水管理も体力的にできなくなつたとき。 |

注1) 機械所有は○が個人所有、●が共有

注2) 作業委託は、○が委託なし(個別に実施)、■はN組合に委託、△はN組合に委託(相手先不明)である。数字は委託先の農家番号。×は構成員外の個人に委託

資料：農家調査により作成

第6表 N 営農組合構成員の水田経営面積と作付態様

| 農家 番号 | 水田経営面積 | | 作付面積(昨年) | | | | 調整水田 | 自己体全管理 | その他 | | 戸別所得補償制度下での作付け変化 |
|----------|--------|-----|----------|-----|---------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---|------------------|
| | 自作地 | 借地 | 貸付地 | 主食米 | 飼料米120a | 飼料米18,7a(組合に貸した農地) | | | ウヰ11a | 大豆10a(自家消費、去年から作付け) | |
| A | 1120 | 400 | 720 | 620 | 70 | 130 | ハウスきゅうり30a | 大豆18a、露地ワイド10a | 飼料米18,7a(組合に貸した農地) | 自己体全管理水田に飼料米などをつくったこと | |
| B | 625 | 410 | 220 | 430 | | | 飼料米120a | 大豆10a(自家消費、去年から作付け) | | 飼料米をつくるようになった | |
| C | 450 | 200 | 250 | 0 | 250 | 150 | 加工用米50a←去年から | | | 加工用米で転作するようになった | |
| D | 430 | 190 | 240 | 0 | 250 | 105 | 飼料米40a | 大豆18a、露地ワイド10a | ハウストマト7a | 飼料米をつくるようになった。自己体全管理だった農地を去年から集落営農に飼料米をつくってもっている。米をつくらなくなった農地で2年ほど自己体全管理しただけ。 | |
| E | 400 | 270 | 130 | 0 | 210 | | 小玉すいか10a | とんぶり1.6ha | エダマメ20a | 転作が強化された以外は変化無し | |
| F | 361 | 361 | 0 | 0 | 210 | 151 | | | | 今年から、44aに飼料米による転作をはじめた。 | |
| G | 300 | 50 | 250 | 210 | | 90 | | | | 転作が強化された分、体全管理が増えている | |
| H | 230 | 130 | 100 | 0 | 24 | | とんぶり143a | 露地きゅうり13a | | 去年から農業をはじめたので、よくわからない | |
| I | 200 | 176 | 24 | 80 | | 120 | | | | 今年に飼料米を28aつくった | |
| J | 198 | 190 | 8 | 0 | 160 | 38 | 50aほどは補償で転作対応 | | | 今年から飼料米を60aつくった。+体全管理38aとも補償でお金を払うより、補助金もらって飼料米を作った方が得だおもった。 | |
| K | 183 | 160 | 23 | 0 | 110 | 30 | 自家用ゼンマイ15a、自家用野菜28a | | | 変化なし | |
| L | 180 | 120 | 60 | 0 | 120 | 60 | | | | 変化なし | |
| M | 168 | 61 | 107 | 101 | 27 | | エダマメ15a | 自家用野菜25a | | | |
| N | 130 | 130 | | 76 | | 54 | | | | | |
| O | 110 | 84 | 26 | 0 | 64 | 46 | | | | | |
| P | 102 | 102 | | 30 | 87 | 5 | 自家用野菜10a | | | 今年に減反の配分が多くなった | |
| Q | 91 | 78 | 13 | 58 | | 13 | ワイド10a | エダマメ10a | | | |
| R | 80 | 80 | | 40 | | 30 | 自家用野菜10a | | | 何もかわっていない | |
| S | 70 | 70 | | 60 | 8 | | とんぶり20a(売上げは組合へ) | 自家用野菜12a | | | |
| T | 62 | 50 | 12 | 0 | 32 | | 大豆30a | | | | |
| U | 47 | 47 | | 23 | 47 | | | | | 減反が増えたこと。 | |
| V | 40 | 40 | | 20 | 20 | 20 | | | | | |
| W | 40 | 40 | | 0 | 22 | | 自家用栗18a | | | 田が2箇所。22aと18aにわかれていてるので、ずっと転作超過達成。 | |
| X | 38 | 38 | | 0 | 22 | 8 | 自家用栗8a | | | 作付けに変化なし | |
| Y | 38 | 38 | | | 38 | | | | | 減反が強化されているだけで、それ以外特に変化無し | |
| Z | 30 | 30 | | 20 | 30 | | | | | | |
| Aa | 25 | 25 | | | | 22 | 自家用野菜3a | | | | |
| Bb | | | | 50 | 30 | 15 | | | | | |
| Cc | | | | 46 | | | | | | | |
| Dd | | | | 30 | | | | | | | |
| Ee | | | | 27 | | | | | | 毎年全前に米を作付けていた | |

資料：農家調査により作成

4. まとめ

政策転換による秋田県水田農業への影響は生産調整に関連して現れている。ひとつは、主食用米の過剰生産をめぐる動きである。秋田県全体としては、21年までと比べて主食用米の過剰作付面積が大きく減った。これは大潟村で過剰作付けが大きく減ったことによるところが大きかった。しかしなお、秋田県の過剰作付け解消にはいたっていない。

その一方で、大潟村以外で過剰作付けになる地域が拡大している。21年では過剰作付けであった地域（水田協）は大潟村を含め4つであったが、22年には14水田協になっている。また、過剰作付地域以外も含めると、21年よりも主食用米の作付面積を増やした地域は26ある水田協のうち17にのぼる（主食用米の過剰作付けにはなっていないが、転作面積を減らして主食用米を作付けた地域も5ある）。つまり、これまで過剰作付け地域ではなかったところが過剰作付けになっていること、過剰作付けではないにしても、転作の超過達成が減り、その分が主食用米生産へ向けられていること、とも補償の取り組みも弱まっていることが動きとして注目される。

こうした動きの背景には次のことが影響したと考えられる。秋田県では、21年度までは飯米農家に対しては全量米の作付けを推進していたが、22年度からは飯米農家にも生産調整を一律に配分することにした。飯米農家はモデル事業に参加していないため、生産調整に取り組まない。一方で、主食用米の作付面積に対して10a当たり1.5万円が支払われる米モデル事業のもとで、これまで生産調整を超過達成していた農家が超過転作を止め、その分を主食用米の作付けに回した。従来であれば、地域達成のためにも補償によって過剰作付けを相殺してきたが、地域達成が問われなくなったため（ペナルティがない）、とも補償に取り組まなかったところも多く、飯米農家の作付けがそのまま過剰作付けとなって現れたと考えられる。

もうひとつは、生産調整態様の変化である。生産調整においては、大豆の作付面積が大きく減る一方で加工用米が拡大している。加工用米の拡大は、大潟村において生産調整に新たに参加した農家が加工用米による転作対応をとったのが大きい。また、大潟村以外の地域でも、加工用米の収量が高く、地域流通で販売価格も高い地域では、大豆よりも加工用米（+2万円）に魅力がでたため、これまで大豆を作付けていたところで作付の転換が行われた。大豆から加工用米に転換されたことで、大豆の作付面積が減ることにつながった。また、転作の過剰達成をやめて主食用米を作付ける動きもでており、そうしたところでも大豆の作付面積が減ったと考えられる。その一方で、生産調整面積の4割を占めている不作付けによる生産調整対応は依然として解消されていない。

こうした中、集落営農組織は担い手として期待が高まっているものの、農業生産は個別対応が中心で、集落営農を組織したメリットがそれほど発揮されていない。農作業の共同化や効率化を進展させること、並びに農地の受け皿機能を強化することが求められる。とりわけ、農家の高齢化と後継者不足によって、農作業や農地の出し手が増加すると予想されるが、集落営農組織を中心的に担っている作業従事者・オペ層は高齢者が多く、受け手となりうる担い手・オペ層を育成することが急務である。また、担い手層にある程度農地や農作業が集積されているが、調整などは行われていないのが実情であり、今後は担い手層・オペ層への農作業や農地を集積するための調整が必要である。

- 注1) 枝番管理組織とは、経理の一元化（共同販売経理）といっても、実際は農家ごとに計算しており、また、組織化したといっても個別による営農が継続されている組織のことである。第43回東北農業経済学会岩手実行委員会『集落営農組織の現状と展開方向－岩手県における集落営農組織の調査分析を中心として－』第43回東北農業経済学岩手大会報告書、平成20年、pp.3が詳しい。
- 2) 生産調整参加農家が急増した要因は、「経営面積のすべてに米を作付けても農業所得で家計費を賅えないが、モデル事業に参加すればなんとか家計費を充足できる水準に到達する」からである（佐藤了『食料法下の米政策改革・選択的生産調整と米価下落』、佐藤了・板橋衛・高武孝充・村田武編著『水田農業と期待される農政転換』筑波書房、平成22年 pp.19~20）
- 3) 農水省が平成22年10月22日に公表したデータによると、秋田県は大豆の作付面積が前年比16.6%、1,680haの減少で、全国でもっとも大豆の作付面積が減った。都府県は6.4%、7,700haの減少で、都府県大豆の減少の21.8%は秋田が占める。

〔引用文献〕

- 〔1〕 荒井聡『日本の農業－あすへの歩み－第243集 水田経営所得安定対策による集落営農組織の再編と法人化－兼業深化平坦地域・岐阜県海津市の事例を中心に－』農政調査委員会、平成22年
- 〔2〕 安藤光義『北関東農業の構造』筑波書房、平成17年
- 〔3〕 金子いづみ『日本の農業－あすへの歩み－第238集 集落営農の労働力構成』農政調査委員会、平成18年
- 〔4〕 小林元『日本の農業－あすへの歩み－第240集 集落型農業生産法人の組織的性格と課題－「労働参加形態」からみた組織的性格－』農政調査委員会、平成19年
- 〔5〕 椿真一・佐藤加寿子「秋田県における「水田経営所得安定対策」への対応と担い手の組織化－県南地域の事例を中心として－」『土地と農業』No.39、全国農地保有合理化協会、平成21年
- 〔6〕 椿真一「集落営農の法人化で地域農業を守る」『農地ふぁーむらんど』No.49、全国農地保有合理化協会、平成21年
- 〔7〕 椿真一『集落型経営体の法人化促進に向けたモデル経営体調査報告書』秋田県農業協同組合中央会、平成22年
- 〔8〕 椿真一「東北水田農業の構造再編の特徴と課題」佐藤了・板橋衛・高武孝充・村田武編著『水田農業と期待される農政転換』筑波書房、平成22年
- 〔9〕 平野信之編著『東日本穀倉地帯の共生農業システム』農林統計協会、平成18年
- 〔10〕 農業問題研究会編『土地の所有と利用 地域営農と農地の所有・利用の現時点』筑波書房、平成20年